

新潟薬科大学共同研究契約等に係る秘密保持規程

制定 令和3年9月14日

(目的)

第1条 この規程は、新潟薬科大学（以下「本学」という。）が民間機関等との共同研究契約等に基づく研究、研究計画立案等（以下「研究等」という。）の業務を推進するに当たり、秘密情報の保護を図るとともに、当該情報の漏えい、不正使用及び不正開示を未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「民間機関等」とは、民間企業その他の外部の機関をいう。

2 この規程において「共同研究契約等」とは、本学が民間機関等と締結する共同研究契約、受託研究契約その他これらに準ずる契約であって当該契約の相手方又は第三者に対し情報の秘密保持義務を負うものをいう。

3 この規程において「秘密情報」とは、共同研究契約等に基づく研究等の遂行に当たり、当該共同研究契約等の相手方から開示若しくは提供を受け又はその他の方法により知り得た情報又は当該研究等の遂行中に発生した情報で相手方と秘密にすることを合意した情報をいう。ただし、共同研究契約等に別段の定めがある場合を除き、次のいずれかに該当する情報は、含まれない。

- (1) 開示を受け又は知得したときに、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得したときに、既に公知となっていた情報
- (3) 開示を受け又は知得した後に、自己の責めによらずして公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- (5) 書面により事前に相手方の同意を得た情報
- (6) 法令、規程、命令等に基づいて官公庁、裁判所等の公的機関から開示の請求を受け、開示することが確定した情報

4 この規程において「研究担当者」とは、共同研究契約等に基づく研究等に従事する本学の教職員をいう。

5 この規程において「研究協力者」とは、研究担当者以外での者であって、共同研究契約等の相手方の同意を得た上で研究等に参加し又は協力する本学の教職員、学生その他本学が受け入れた研究者をいう。

6 この規程において「知的財産管理に携わる教職員」とは、本学において知的財産管理及び共同研究契約等の締結に携わる教職員をいう。

(情報管理責任者)

第3条 研究担当者のうち、共同研究契約等に定める本学の研究代表者（共同研究契約等に

定めがない場合には実務上の本学の研究責任者をいう。以下同じ。)を、当該共同研究契約等に係る本学における情報管理責任者とする。

- 2 情報管理責任者は、当該共同研究契約等に係る秘密情報管理の最終責任を負う。
- 3 情報管理責任者は、共同研究契約等において規定された秘密情報の管理期間中は、秘密情報の漏えい、不正使用又は不正開示を防止し秘密保持義務を遵守するために必要な措置を講ずるとともに、秘密情報の管理徹底に努めなければならない。

(秘密情報の保管管理)

第4条 秘密情報の保有者は、秘密情報の漏えい、不正使用又は不正開示が生じないように、秘密情報を保管庫等に施錠して保管しなければならない。ただし、コンピュータ等の電子機器に保存されている電子情報については、パスワードによるアクセス制限その他の措置を執る等により、管理の徹底に努めなければならない。

(秘密情報の学内への開示)

第5条 秘密情報を開示することができる範囲は、当該秘密情報に関する共同研究契約等に基づく研究遂行上必要な研究担当者、研究協力者、知的財産管理に携わる教職員その他法令等に基づく業務遂行のために情報の開示が必要となる本学の関係者に限る。

- 2 情報管理責任者は、秘密情報を受領した当事者（以下「情報受領者」という。）に対して、当該情報が秘密情報であること及び秘密管理の対象であることを徹底させるものとする。
- 3 正当な権限を有しない本学の教職員は、情報管理責任者に対し、情報管理責任者が現に知り、又は将来知りうる秘密情報の開示を要求してはならない。

(秘密保持義務)

第6条 情報受領者は、当該秘密情報に関する共同研究契約等に定める秘密保持義務を遵守しなければならない。

- 2 情報受領者は、他の部署若しくは機関へ異動し、又は退職、卒業等により本学に在籍しなくなった後においても、当該秘密情報に関する共同研究契約等に基づく秘密保持義務を遵守しなければならない。当該秘密情報を漏えいし、不正開示し、又は不正使用してはならない。

(秘密保持契約等)

第7条 情報管理責任者は、秘密情報の開示を受け、又は受けようとする当事者に対して、前条の秘密保持義務に関する秘密保持契約の締結又は誓約書の提出を求めることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、秘密情報の開示を受け、又は受けようとする当事者に対して、前条の秘密保持義務に関する秘密保持契約の締結又は誓約書の提出を求める

ことができる。

- 3 学長は、情報受領者が他の部署若しくは機関へ異動し、又は退職、卒業等により本学に在籍しなくなる場合には、当該情報受領者に対して、前条の秘密保持義務に関する秘密保持契約の締結又は誓約書の提出を求めることができる。

(学生を共同研究等に参加させる場合)

第8条 情報管理責任者は、本学の学生を研究等に参加させる場合は、秘密情報の取扱い及び参加することによる利害得失について十分に説明し、学生の自由意思による共同研究等への参加を担保しなければならない。

- 2 情報管理責任者は、学生が秘密情報を取り扱う場合は、その範囲を必要最小限にとどめるようにしなければならない。
- 3 秘密情報管理責任者は、学生が研究等への参加を拒否した場合は、当該学生に対して、成績評価、就職試験の推薦、進学、研究指導等において不利益となる取扱いを行ってはならない。

(秘密情報の学外への開示)

第9条 情報管理責任者は、秘密情報を学外の第三者へ開示しようとするときは、当該秘密情報に関する共同研究契約等の相手方の同意を得なければならない。

- 2 前項の相手方の同意が得られた場合には、当該開示先の第三者と、当該相手方の同意の内容に基づき、秘密保持契約を締結し又は誓約書を提出させる等の方法により秘密保持義務を課する。

(漏えい等発生時の対応)

第10条 情報受領者は、秘密情報の漏えい、滅失、毀損またはそのおそれ（以下「漏えい等」という。）が発生した場合には、直ちに情報管理責任者に報告するとともに、その指示に従い、被害の拡大防止および再発防止のために必要な措置をとらなければならない。

- 2 情報管理責任者は、前項の報告を受けた場合には、漏えい等の発生した経緯、被害状況等を調査し、直ちに学長に報告するとともに、被害の拡大防止又は復旧のために必要な措置をとらなければならない。情報管理責任者が自ら秘密情報の漏えい等を知ったときも同様とする。
- 3 学長は、秘密情報の漏えい等について、その内容等に応じて、関係外部機関等その他影響のある関係方面に速やかに情報提供を行う。
- 4 学長は、当該情報管理責任者に漏えい等の発生した原因を調査・分析させ、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(研究等以外の活動への準用)

第11条 前各条の規定は、民間機関等との秘密保持義務を伴う契約に基づく知的財産の活

用に関連した活動に準用する。この場合において、「共同研究契約等」とあるのは、「秘密保持義務を伴う契約」と、「研究等」とあるのは「知的財産の活用に関連した活動」と読み替えるものとする。

(違反者に対する措置)

第 12 条 本学は、故意または重大な過失によりこの規程に違反した者に対し、本学諸規則による懲戒その他の適切な措置を講ずるものとする。

(共同研究契約等との関係)

第 13 条 この規程の規定が、共同研究契約等の規定と矛盾し、又は抵触する場合には、共同研究契約等の規定が優先する。

(事務)

第 14 条 この規程に関する事務は、基盤整備課において行う。

(雑則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 9 月 14 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において、現に保有する秘密情報については、この規程に基づき、順次、適切な管理を行うようにしなければならない。